

伊江島産島らっきょう共同配送連携モデル構築実証業務
企画提案仕様書

令和 8 年 6 月

伊江村役場

伊江島産島らっきょう共同配送連携モデル構築実証業務 企画提案仕様書

1. 業務名 伊江島産島らっきょう共同配送連携モデル構築実証業務
2. 業務目的 伊江島の特産品である「島らっきょう」について、離島地域における小ロット輸送や輸送コスト等の課題解決を図るため、共同配送による効率的な物流体制の構築及び安定した出荷体制の確立を推進する。
また、輸送時における温度・湿度・荷姿・輸送時間等の条件を検証し、品質を保持した状態で安定的に供給できる物流モデルの構築を目的とする。
さらに、県内市場を基幹流通として位置づけながら、飲食店等への直接取引や県外販路の可能性を補完的に検証することで、生産者所得の向上及び持続可能な産地形成を図るとともに、「伊江島産島らっきょう」のブランド価値保護及び産地認知向上に資することを目的として本業務を実施する。
3. 委託期間 令和8年7月下旬（契約締結日の翌日）～令和9年1月29日（金）まで
4. 委託限度額（消費税含む） 金 8,800,000 円

5. 業務の背景

本村の島らっきょうは、県内市場において高い取扱量を占める県内有数の拠点産地であり、本村農業を支える重要な品目となっている。

現在、伊江島から県内市場（沖縄協同青果）までの物流体制は一定程度構築されており、多くの生産者が市場出荷を行っている。しかしながら、市場価格は需要と供給の影響を受けやすく、価格変動によって生産者所得が左右されるため、市場出荷のみでは安定的な経営確保が難しい状況にある。

そのため、今後は県内市場との共存を図りながら、飲食店等との直接取引や県外販路の検証を進めることで、販路の多様化及び収益機会の拡大が求められている。

一方で、個別配送による出荷では、生産者ごとに民間輸送サービスを利用していることから、小ロット・短納期輸送に伴う輸送コストの増加が課題となっている。また、生産者ごとの出荷対応では、安定したロット確保や効率的な配送調整が難しい状況にある。

このことから、複数生産者によるロット集約型共同配送モデルを構築し、効率的な物流体制を確立することで、輸送コスト低減及び安定供給体制の強化を図る必要がある。

さらに、県外輸送等においては、輸送時間の長時間化に伴う鮮度低下や品質劣化への対応が重要となるため、温度・湿度・荷姿等の条件比較による鮮度保持実証を

行い、品質を維持した状態で配送可能な輸送条件を整理する必要がある。
加えて、近年では、本来の島らっきょうとは異なる模倣品が県内外で流通している状況も見受けられ、消費者や飲食店等に誤認されることで、「伊江島産島らっきょう」のブランド価値低下が懸念されている。

このため、本業務においては、輸送事業者等の専門的知見やネットワークを活用しながら、効率的かつ品質保持に対応した物流モデルを実証するとともに、安定供給体制の構築及びブランド保護につながる持続可能な産地形成を推進することを目的として、民間事業者へ委託し実施するものである。

6. 業務内容

本件業務委託の内容は次のとおりとする。

(1) 沖縄県内外の共同配送実証運行の実施。

- ①実証運行期間は、契約締結月から令和9年1月末とする。
- ②伊江村内における集荷拠点の設定及び県内外への運行設計。
- ③流通事業者と連携し、複数生産者の出荷物の配送スキームの構築。
- ④自走化を見据えた運行頻度及びルートの検証（自走化に向けた運用案含む）。
- ⑤共同配送実証の配送スキーム及びルートを一覧表化し結果評価

(2) 物流コストの検証

- ⑥輸送費について、基本輸送費及び追加コストについて整理し、効率的な輸送条件を検証。
- ⑦既存配送方法（ゆうパック等）との比較分析。
- ⑧ロット集約（共同配送）による輸送コストを一覧表化し削減効果の検証。
- ⑨（1）のルート勘案し効率的な配送モデルの整理・提案。

(3) 鮮度保持実証調査

輸送中の品質保持を目的とし、以下の調査を実施。

- ⑩輸送環境の可視化（温度ロガー等による温度・湿度測定（伊江港から着荷まで）、数種類の鮮度保持梱包資材の検証）ロガーは、箱内外の2つで測定する。
- ⑪品質評価（出荷前・到着時の外観確認、重量変化の測定、香り・鮮度等評価）
- ⑫記録・分析（写真記録、データ管理及び分析）
- ⑬調査した鮮度保持梱包資材のロット単位の調達価格調査

(4) 流通・販売戦略の検討

- ⑭出荷データ（数量、単価、出荷先等）の収集及び分析
- ⑮ターゲット市場・業態の整理
- ⑯ファーマーズマーケット等を活用した出荷体制の検討
- ⑰ブランド価値向上に向けた流通設計
- ⑱県内及び県外の販路拡大に向けた課題整理

(5) 生産者及び輸送先へのアンケート

⑲共同配送実施毎に生産者及び輸送先へのアンケートの実施

⑳アンケート結果の集計及びグラフ化した資料の作成

(6) 事業実施報告書の作成、提出

※上記(1)～(5)に記載した業務の実施状況を月次と最終報告として提出すること。

※実証実施前(契約後)に、上記(1)～(5)の成果物フォーマット(現時点)提出し、村と調整すること。

7. 受託事業者及び業務従事者の責務

- (1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、本村の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した本村の著作物を、本村の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本村と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (4) 受託者は、業務の必要上、提供をうけた資料等について、第三者に漏れることのないよう、厳重な注意をもって安全に保管すること。
- (5) 受託者は包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に発注者と協議を行うこと。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本村に報告し、本村の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、事故の責めに帰すべき事由により本村に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は過失により利用者その他の第三者に損害が生じた場合位には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 納入される成果品に、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権等の関係の紛争が生じた場合、当該紛争が委託者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (10) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補則等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (11) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況が分かる帳簿等を整理するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間

これを保存しておかなければならない。

8. 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれに損害賠償能力を有すること。
- (3) 保険の加入に際し、加入時期及び保障内容をあらかじめ本村に報告すること。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、本村と受託事業者において協議の上決定する。
- (2) 本業務履行のための受託事業者及び業務従事者の人件費、旅費、宿泊費、消耗品費、役務費、賃借料及び損料、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。ただし、人件費又は旅費について、公的委託事業運営時の単価規程等がある場合は、当該単価にて算出すること。
なお、単価規程等が無い場合は、見積単価での複数の委託実績があること。
- (3) 委託料の支払い方法は、業務完了後に完了検査を受け、伊江村長から合格通知を受理後に受託事業者が伊江村長に請求するものとし、請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。(原則完成払となる。)
- (4) 感染症等の拡大や台風、その他の天災等により、本事業の開催が困難と本村が判断した場合は、業務を中止する場合がある。